



## 自己開示制度/Tax Amnesty—手続きと国内への再投資

税務規定調和法における自己開示制度(VDP)の導入について実施規定となる財務大臣規程No.196/PMK.03/2021(PMK-196)が2021年12月23日に公布された。PMK-196は以下に記載するVDP IおよびVDP IIの申請手続きにかかるガイダンスとなっている。なお、税務規程調和法におけるVDP IおよびVDP IIの詳細は[TNF December 2021](#)を参照のこと。

### VDPの申請

VDP IおよびVDP IIの申請にあたり、2022年1月1日から同年6月30日の間に国税総局のオンラインサイト ([djponline.pajak.go.id](http://djponline.pajak.go.id)) を通じて資産開示申請書(SPPH)を提出する。納税者は以下の場合、この期間に申告書の修正、あるいは取消しができる。

- 誤計算や誤記載のため提出済みの申告書を修正
- 開示した純資産(資産マイナス負債)の追加または削除

- 税率の修正またはその他

納税者は一度提出したSPPHを取消すことができるが、一度取消したら再提出はできない。

PMK-196によると、納税者は過去の所得税申告書に記載しなかった資産を自主的に開示することができる。これらの純資産は課税所得として最終分離課税の対象となる。この最終分離課税の算出において、VDP Iでは個人納税者は追加資産の価値の50%、法人納税者は75%までが負債の価値として認められ、VDP IIでは負債の全額を資産と相殺することができる。

VDPの申請後、国税総局は通知書を発行する。しかしながら、VDPの数値に誤りがあることが判明した場合、この申請は修正あるいは取消される。

### 海外資産の本国送還と再投資

インドネシア国内へ送還された海外資産は最低5年間インドネシアで保有される必要がある。適格投資にあたり、国内資産および国内へ送還された海外資産は以下のセクターへ投資し最低5年間保有されなければならない。

- 天然資源、再生可能エネルギーへの投資の場合、以下の形態で保有されること。
  - 新規事業の設立
  - 既存事業の新規株式公開または新株予約権への参加
- 国債の場合、通知書(“Surat Keterangan”)を提示しながらプライマリーマーケットにおいてプライマリーディーラーを経由して私募により購入しなければならない。加えて、以下の条件を満たす必要がある。

VDPにおいて開示された資産の種類	資産の通貨	国債の購入	
		ルピア	米ドル
国内資産	ルピア	はい	いいえ
	外国通貨	はい	はい
国内へ送還された海外資産	ルピア	はい	いいえ
	外国通貨	はい	はい

保有している期間、全資産が投資されてから2年以降、あるいは資産の一部が投資されている場合は2023年9月30日以降に別の形態の投資に変更することができる。この変更は2回までとし、1年につき1回変更できる。

### 実績報告

前回のタックスアムネ스티同様に、海外資産の本国送還あるいは適格投資を確約した納税者は年度末に実績を報告する。

### 本国送還または適格投資の未実現

海外資産の本国送還または特定のセクターへの投資を実行できなかった場合、資産は所得とみなされ最終分離課税の対象となる。

## KPMG コメント

自己開示制度は納税者にとって未申告の資産と負債があるかどうか改めて確認する良い機会である。自動的情報交換制度の開始に伴い、国税総局は海外の税務局からインドネシアに居住する納税者の財務情報を得ることができるため留意されたい。

ここで記載している事項に関し、KPMG監査クライアントおよびその関連会社へのサービス提供は一部認められていない。

## 詳細は、以下にお問合せください。

### KPMG Advisory Indonesia

#### 税務サービス

33<sup>rd</sup> Floor, Wisma GKBI

28, Jl. Jend. Sudirman

Jakarta 10210, Indonesia

電話: +62 (0) 21 570 4888

ファックス: +62 (0) 21 570 5888

### ジャパンデスク

#### 三竿 祥之

#### Country Deputy Head of Japanese Desk

Yoshiyuki.Misao@kpmg.co.id

#### 尾花 宏

Hiroshi.Obana@kpmg.co.id

#### 足立 陽子

Yoko.Adachi@kpmg.co.id

### ローカル責任者

#### Abraham Pierre

#### Head of Tax Services

Abraham.Pierre@kpmg.co.id

[home.kpmg/id](http://home.kpmg/id)

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

©2022 KPMG Advisory Indonesia, an Indonesian limited liability company and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.